

建物の壁面と屋上構造物に表示される広告物の取扱いについて

本資料は、「倉敷市屋外広告物の手引き(令和3年10月)」の27頁に記載のある「建物の壁面と屋上構造物の壁面の双方にまたがって表示される広告物」等の解説を補足するものである。

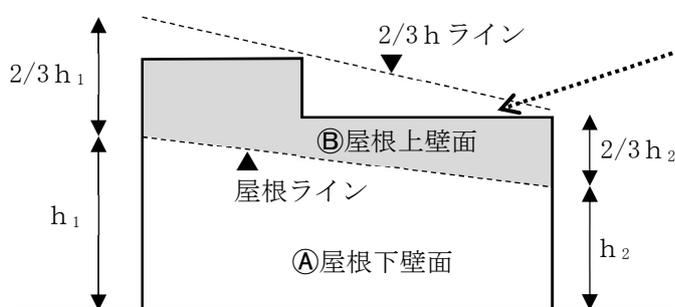
●屋上構造物とは

本資料における「屋上構造物」とは、屋根ラインを超える屋上部分に存在する建築物の構造物(壁・柱・梁等)をいう。なお、建築物の確認申請に含まれない工作物等は別構造であり、屋上構造物には該当しない。

●基本的な考え方

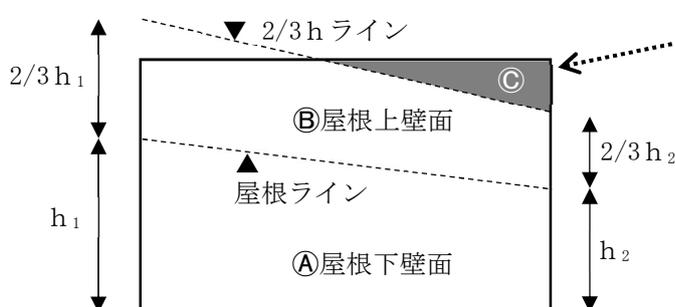
建築物と一体となる屋上構造物に設置された広告物は、建築物の垂直面に設置された「壁面広告物」であるとともに、屋上部分に設置された「屋上広告物」でもあることから、双方の基準を満たす必要がある。

●屋根ラインを超えて建築物の壁面が延長した屋上構造物



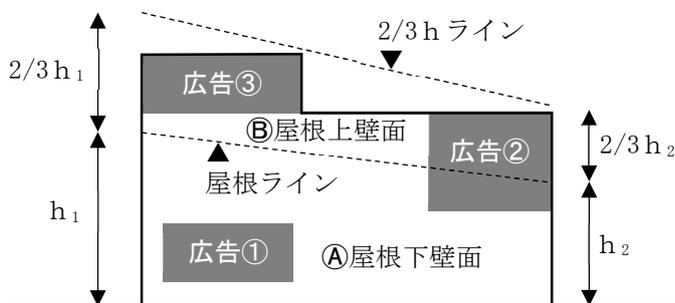
$2/3h$ (かつ20m)以下の屋根上壁面Bは、屋上広告物の許可基準を満たすことにより、屋外広告物を設置できる。
なお、壁面広告物の許可基準である1壁面の利用割合限度の計算にも算入できる。

注) 広告物専用の外照式照明装置は、広告物の高さを含むため、 $2/3h$ ライン以下とすること。
(※屋外広告物の手引き 26～29 頁による。)



$2/3h$ (又は20m)を超える屋根上壁面Cは、屋上広告物の許可基準を満たさないことから、屋外広告物を設置できない。
なお、壁面広告物の許可基準である1壁面の面積にも算入できない。

注) Cが建築物の壁面であることに問題はないが、Cに配色された建築物のアクセント色を利用して、広告物と一体化することはできない。
(※屋外広告物の手引き 25 頁による。)



設置箇所により適用される許可基準

- 広告① 「壁面広告物」
- 広告② 「屋上広告物」及び「壁面広告物」
- 広告③ 「屋上広告物」及び「壁面広告物」

【注意事項】(※屋外広告物の手引き 26～29 頁による。)

※広告①②③の合計面積は、1壁面の利用割合限度以下

※広告②③の適用除外は、不可(許可が必要)

※第1種許可地域の広告②③は、禁止(設置不可)

※第2種許可地域の広告②③の合計面積は、建物全体で60㎡以下

- ・・・壁面広告物の許可基準
- ・・・屋上広告物の許可基準
- ・・・屋上広告物の許可基準
- ・・・屋上広告物の許可基準

